

館林都市計画地区計画の変更（明和町決定）
都市計画明和矢島地区地区計画を次のように変更する。

名 称			明和矢島地区地区計画			
位 置			邑楽郡明和町矢島の各一部			
面 積			約12.5ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		隣接する既存工業団地は、本町と隣接町にまたがり、産業拠点として多くの工場が立地する工業団地となっている。 そこで、本区域は、国道122号バイパスの道路交通アクセスの良さを最大限に活かし、広域から集客できる大規模集客施設及び観光施設（工場体験施設など）を有した施設の立地を誘導し、本町をはじめ群馬県内外の交流人口の拡大と併せて、良好な周辺環境を備えた地区とすることを目標とする。			
	土地利用の方針		活力ある市街地形成を目指し、大規模集客施設及び観光施設（工場体験施設など）を有する施設の立地を推進する。大規模集客施設及び観光施設（工場体験施設など）の立地による交流拠点としての機能を補完するための駐車施設の誘導を図る。地域の住環境に配慮した緑化や景観との調和、道路と施設の一体的整備、自然災害に備えた防災機能の導入など、周辺住民、施設利用者に開放的で潤いのある都市空間の創出を図る。			
	建築物等の整備方針		良好な交流拠点の形成を図るため、建築物の用途の制限等を定める。			
	地区施設の整備方針		土地利用転換に伴って発生する自動車交通を適切に処理するとともに、歩行者等の安全を確保するため、当地区に隣接する町道3-108号線の道路改良を行う。 また、開発行為に伴う雨水の流出増に対応した貯留施設の整備等、開発規模に応じた排水対策を講じる。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路 幅員15m 延長約180m 調整池 必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果（以下、「治水協議結果」とする。）に基づくものとする。			
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称面積	A地区（準工業地域） 約10.5ha		B地区（準工業地域） 約2.0ha
	建築物の用途の制限			建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 （１）住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 （２）住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの （３）ホテル又は旅館 （４）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもののうち建築基準法施行令（以下「政令」という。）第130条の6の2で定める運動施設 （５）カラオケボックスその他これに類するもの （６）マージャン屋、ぱちんこ		建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 （１）住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 （２）住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの （３）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以上のもの （４）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもののうち建築基準法施行令（以下「政令」という。）第130条の6で定める運動施設

		屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令第130条の7の3で定めるもの (8) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (9) 学校、図書館その他これらに類するもの (10) 病院又は診療所 (11) 寺院、教会その他これらに類するもの (12) 公衆浴場 (13) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (15) 自動車教習所 (16) 政令第130条の5第4号で定める畜舎 (17) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供する建築物 (18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、同条第6項から第11項及び第13項までに規定する営業の用に供するもの	設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令第130条の7の3で定めるもの (8) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (9) 学校、図書館その他これらに類するもの (10) 病院又は診療所 (11) 寺院、教会その他これらに類するもの (12) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (13) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (14) 自動車教習所 (15) 政令第130条の5第4号で定める畜舎 (16) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供する建築物 (17) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、同条第6項から第11項及び第13項までに規定する営業の用に供するもの
	敷地面積の最低限度	50,000㎡（ただし、公共の用に供するものについては、この限りではない。）	1,000㎡（ただし、公共の用に供するものについては、この限りではない。）

「区域は計画図表示のとおり」